

議題 2

関西学院周辺景観地区の屋外広告物規制（案）について【報告】

目 次

1. 関西学院周辺景観地区の屋外広告物規制（案）について（報告）【P 1】
2. 関西学院周辺景観地区の屋外広告物に関する基準（案）【資料 1】
3. 禁止地域及び景観地区基準比較表【資料 2】

議題2 関西学院周辺景観地区の屋外広告物規制(案)について【報告】

1 報告の目的

関西学院周辺景観地区指定に伴い、良好な屋外広告物景観の形成のため、当地区の屋外広告物規制案を具体化したことについて報告する。

2 これまでの経緯

関西学院周辺景観地区の屋外広告物規制に向けた経過については、下表のとおり。

時期	内容
平成30年 7月	住民アンケートの実施 広告物の大きさやデザインのルール化が必要という意見が多数あり。
平成30年 9月	○平成30年度 第1回 西宮市都市景観・屋外広告物審議会 議題3 (仮称) 関西学院大学周辺景観地区の経過について(報告) 【説明内容】 関西学院周辺住民へのアンケート結果と関西学院周辺の制限事項案の報告 【主な意見】 アンケートの結果は、地元住民が景観についてある種の危機感を持っており、景観に関する一定のルールづくりの必要性を感じていることを示すものであると考えて良いのではないかと。
平成30年 10月	周辺住民説明会を実施 屋外広告物規制(案)に関する意見無し。
平成30年 12月	説明会資料及び景観ニュース No.1 を配布 意見募集したが、屋外広告物規制(案)に関する意見無し。
平成31年 3月	事業者へ周知

3 景観地区の屋外広告物規制案について

当地区は、全域が第2種禁止地域に該当するため、現在はその基準が適用されているが、景観地区指定後は、第2種禁止地域の基準に加えて、景観地区の共通基準及び付加基準を適用する。なお、前回の報告時との相違点は、2階程度まで、軒の高さを超えない、8メートル以下という高さの基準について、付加基準ではなく、共通基準とするものである。(資料1・資料2参照)

4 既存不適格となる屋外広告物について

屋外広告物を設置している事業所数	45 (12)
------------------	---------

上表の 45 事業所のうち、屋外広告物に関する基準を設定することにより、許可申請が必要となる事業所は 20 件となる見込みである。また、その 20 件のうち、基準に不適合となる件数及び不適合となる主な基準項目は、業種別で概ね下表のとおりである。

業種	事業所数	不適合件数	不適合となる主な基準項目
コインパーキング	7 (2)	7 (2)	色彩
飲食店	6 (4)	5 (3)	総量面積、色彩
コンビニ	2 (0)	2 (0)	総量面積、色彩
郵便局	1 (1)	1 (1)	色彩
その他 (事務所・小売店等)	2 (1)	2 (0)	色彩
非自家用広告物	2 (1)	2 (1)	色彩
合計	20 (9)	19 (7)	

※括弧内は第3種風致地区内にある事業所数

上表のうち、既存不適格となる屋外広告物は、下表のとおり合計 7 件となる見込みである。

景観地区指定後に許可申請が必要となる事業所数	20(9)	現在の許可申請状況		許可基準の適合・不適合 (景観地区指定後の基準)	
				適合	不適合
		申請不要	5(3)	1 (1)	既存不適格 4 (2)
		申請済	3(0)	0 (0)	既存不適格 3 (0)
		未申請	12(6)	0 (0)	12(6)

※括弧内は第3種風致地区内にある事業者数

既存不適格となる屋外広告物に対しては、原則5年の経過措置を設ける。

5 今後の進め方

以下のスケジュール案にて行う。

審議会等
● <u>(令和元年9月) 景観審(報告)(本日)</u> 報告内容：景観地区の屋外広告物規制案の報告
● <u>(令和元年11月) 景観審(諮問)</u> 諮問内容：景観地区の屋外広告物規制に伴う、西宮市屋外広告物条例施行規則の改正
● (令和元年12月) 事業者へ周知
↓(周知期間)
● (令和2年4月) <u>屋外広告物条例施行規則施行</u>

関西学院周辺景観地区の屋外広告物に関する基準(案)

- ・当地区は全て西宮市屋外広告物条例における第2種禁止地域内です。

<景観形成基準>

	現在	景観地区指定後
許可基準	第2種禁止地域の基準	第2種禁止地域の基準 + 景観地区の共通基準及び付加基準※
申請対象規模	1事業所あたり、 合計表示面積5㎡超 、又は高さ4m超、設置数4個(基)の場合	1事業所あたり、 合計表示面積3㎡超 、又は高さ4m超、設置数4個(基)の場合

※景観地区の付加基準は、**高さが4m**を超える、又は**合計表示面積が3㎡**を超える敷地に設置する広告物等について適用する。

□ 全市基準

- ・広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等が周辺の景観と調和したものとする。
- ・広告物等の数量及び面積は、必要最小限とする。
- ・広告物の裏面及び側面並びに広告物を提出する物件にあっては、塗装その他の装飾をし、かつ、その装飾が表示面及び周辺の景観と調和したものとする。
- ・建築物に表示し、又は設置する広告物等は、当該建築物の規模及び意匠との調和に配慮されたもので、一体感のある形状とする。
- ・ネオンサインその他照明を使用する広告物等にあっては、美観の維持に必要な対策を講じ、かつ、周辺の景観に配慮したものとする。
- ・蛍光塗料(蛍光フィルムを含む)、反射光の強い塗料及び夜光塗料を使用しないものとする。

□ 景観地区の共通基準

表示面積の合計

- ・**1団の土地又は建築物等につき10㎡以下**とする。
(敷地面積が**500㎡を超える場合**にあっては**15㎡以下**とする。)

地上からの高さ

- ・建築物に掲出する広告物の地上から上端までの高さは、**2階程度までの高さ、かつ、8m以下**とする。

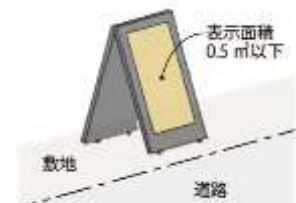
壁面広告物

- ・建築物の**軒の高さを越えて掲出し**ない。



置き看板

- ・1方向の表示面積**0.5㎡以下**(両面1㎡以下)とし、数量は**1基以下**とする。
- ・道路上に掲出し**ない**。



□ 景観地区の付加基準

- 広告物等が敷地境界線から突出しないものとする。

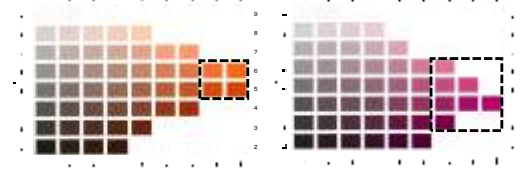
数 量

- 接する道路から同時に望見できる同一内容の掲出は、2箇所以下とする。
(但し、高さが4mを超える広告物がない敷地は除く。)

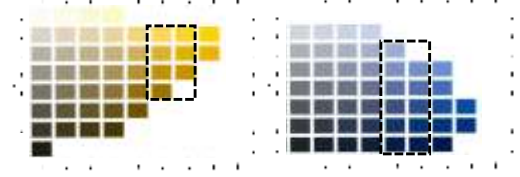
色 彩

- 表示面以外の枠、支柱等の色彩は、彩度1以下とする。
(但し、周辺のまちなみ形成に支障がない場合で、建築物の素材及び色彩に調和させる場合を除く。)
- 右上の表の色彩を使用する場合は、2色以下とし、かつ表示面積の1/30以下とする。
(但し、1個あたり0.5m以下の広告物を除く。)
- 右の表の色彩を使用する場合は、2色以下とし、かつ表示面の面積の1/5以下とする。
(但し、1個あたり0.5m以下の広告物を除く。)

色相	R、YR、Y	その他の色
彩度	<u>10超</u>	<u>8超</u>

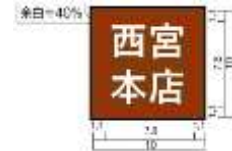
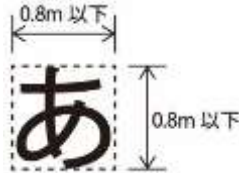


色相	R、YR、Y	その他の色
彩度	<u>6超~10以下</u>	<u>4超~8以下</u>



文 字 サ イ ズ

- 一文字あたり0.8m四方以下



余 白

- 文字やロゴマーク等を表示しない部分を表示面積の40%程度設ける。
(但し、高さが4mを超える広告物がない敷地の広告物は除く。)

建植広告物の数量

- 接する道路ごとに1基以下とする。(案内誘導のためのものを除く。)
(但し、高さが4mを超える広告物がない敷地は除く。)

突 出 広 告 物

- 壁面からの出幅は1m以下。道路に突出させない。

□ 経過措置

- 現在、適法に設置されている広告物のうち、新たな基準に適合しない物件(既存不適格物件)は、経過措置期間を5年間設け、その期間中に是正していただくことになります。

屋外広告物に関する禁止地域及び景観地区基準比較表

区分	禁止地域基準		景観地区基準	
	禁止地域共通基準	第2種禁止地域基準	景観地区共通基準	景観地区付加基準 〔合計表示面積が3平方メートル超 もしくは 高さ4メートル超〕
共通基準	広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等が周辺の景観と調和したものであること。	←	←	←
	広告物等の数量及び面積は、必要最小限であること。	←	←	←
	広告物の裏面及び側面並びに広告物を掲出する物件にあっては、塗装その他の装飾をし、かつ、その装飾が表示面及び周辺の景観と調和したものであること。	←	←	←
	建築物に表示し、又は設置する広告物等は、当該建築物の規模及び意匠との調和に配慮されたもので、一体感のある形状であること。	←	←	←
	複数の広告物等を掲出する場合は集約化し、形状や掲出位置を統一するとともに、広告物等の上端は3階程度までの高さのものとするよう努めること。	←	←	←
	広告物等が敷地境界線から突出しないものとするよう努めること。	←	←	←
	ネオンサインその他照明を使用する広告物等にあっては、美観の維持に必要な対策を講じ、かつ、周辺の景観に配慮したものであること。	←	←	←
	蛍光塗料(蛍光フィルムを含む。)、反射光の強い塗料及び夜光塗料を使用しないものであること。	←	←	←
表示面積の合計	地域により異なる	1事業所等につき、20平方メートル以下で、かつ、自己の氏名、名称、屋号又は商標以外の表示部分の面積の合計が10平方メートル以下であること。		1団の土地又は建築物等につき、10平方メートル以下(敷地面積が500平方メートルを超える場合にあっては、15平方メートル以下)で、かつ、自己の氏名、名称、屋号又は商標以外の表示部分の面積の合計が5平方メートル以下(敷地面積が500平方メートルを超える場合にあっては、7.5平方メートル以下)であること。
数量	個数	地域により異なる	4枚(基、個)以下であること。	4枚(基、個)以下であること。
	同一内容	(大規模広告物付加基準)※ 広告物等が表示され、又は設置される敷地に接する道路から同時に展望できる同一内容の広告物等の表示又は設置は、2枚(基、個)以下であること。	←	←
色彩	彩度の高い色の色数が、2色以下であること。 地色に彩度の高い色を使用する場合にあっては、当該地色部分の面積が当該地色部分の存する表示面の面積の2分の1以下であること。ただし、色数が3色以下の場合、この限りでない。	←	←	(ア) 表示面以外の枠又は支柱等に用いる色は、彩度が1以下であること。(ただし、周辺のまちなみ形成に支障がない場合で、建築物の素材及び色彩に調和させる場合を除く。) (イ) 色相がR系、YR系又はY系で、彩度が6を超え10以下の色の色数及びこれらの色相以外の色相で、彩度が4を超え8以下の色の色数の合計は、2色以下であること。ただし、0.5平方メートル以下の広告物は、この限りでない。 (ウ) (イ)に定める色を使用する場合にあっては、当該部分の面積が当該部分の存する表示面の面積の5分の1以下であること。ただし、0.5平方メートル以下の広告物は、この限りでない。 (エ) 色相がR系、YR系又はY系で、彩度が10を超える色及びこれらの色相以外の色相で、彩度が8を超える色の色数の合計は、2色以下であること。ただし、0.5平方メートル以下の広告物は、この限りでない。 (オ) (エ)に定める色を使用する場合にあっては、当該部分の面積が当該部分の存する表示面の面積の30分の1以下であること。ただし、0.5平方メートル以下の広告物は、この限りでない。
	(大規模広告物付加基準)※ ア 枠又は支柱等に用いる色は、彩度が1以下であること。 イ 色相がP系、RP系、R系又はYR系(0から7.5までのYR系に限る。)で、彩度が10を超える色の色数及びこれらの色相以外の色相で、彩度が8を超える色の色数の合計は、2色以下であること。 ウ 地色にイに定める色を使用する場合にあっては、当該地色部分の存する表示面の面積に対する当該地色部分の面積の割合が1/2以下であること。ただし、当該表示面の面積が10平方メートル以下の場合、この限りでない。	←	←	

※ 大規模広告物付加基準:敷地内の広告物の表示面積の合計が30平方メートル超、または、広告物の高さが4メートル超の場合

屋外広告物に関する禁止地域及び景観地区基準比較表

区分		禁止地域基準		景観地区基準		
		禁止地域共通基準	第2種禁止地域基準	景観地区共通基準	景観地区付加基準 〔合計表示面積が3平方メートル超 もしくは 高さ4メートル超〕	
文字サイズ		(大規模広告物付加基準)※ 1文字あたりの1辺の長さは、2メートル以下(当該文字の掲出 高さが地上から5メートル以下の場合にあっては、1.5メートル 以下)であること。	←		1文字あたりの1辺の長さは、0.8メートル以下であること。	
余白		(大規模広告物付加基準)※ 余白(表示面の縁における文字やロゴマーク等を表示しない部 分をいう。以下同じ。)の面積は、当該余白の存する表示面の 面積の5分の2以上であること。	←		余白の面積は、当該余白の存する表示面の面積の5分の2以 上であること。(ただし、高さが4メートルを超える広告物等がな い敷地は除く。)	
その他の表示方法		地域により異なる	ネオンサイン等を使用しないものであること。ただし、建築物を 利用するネオンサイン等(ネオン管の露出しているネオンサイ ン又はLEDサインを除く。)については、この限りでない。 光源の点滅がないものであること。	(ア) ネオンサイン等を使用しないものであること。ただし、建築 物を利用するネオンサイン等(ネオン管の露出しているネオン サイン又はLEDサインを除く。)であって、歩行者及び周囲にま ぶしさなどの不快感を与えず、交通信号灯の認識に支障がな いよう表示位置、方向、明るさ及び発光部分の大きさに配慮し たものにあつては、この限りでない。 (イ) 可変表示式広告物等は、設置しないこと。 (ウ) 可動式広告物等は、設置しないこと。	←	
個別基準	屋上	地域により異なる	禁止	禁止	禁止	
	壁面	表示面積の合計	(ア) 広告物等が表示され、又は設置される壁面における広告 物等の表示面積(テントを利用するもの及び表示期間が5日を 超える広告幕の表示面積を含み、LEDサインを使用する場合 にあっては、その表示面積に4を乗じて得た面積とする。)の合 計は、当該壁面の面積の5分の1以下であること。 (イ) 広告幕にあっては、長さは15メートル以下で、幅は1.5 メートル以下であること。	←	←	←
		広告物等の上端 の地上からの高さ	30メートル以下(商業系地域にあっては、40メートル以下)で あること。ただし、自己の氏名、名称、屋号若しくは商標又は建 物名を表示し、次のいずれにも該当するもので、かつ、その数 量が1枚(基)である場合は、この限りでない。 (ア) 表示面の上端から下端までの長さは、5メートル以下で あること。 (イ) ネオンサイン等(ネオンサイン、LEDサイン又は光ファイ バーを利用するものをいう。以下同じ。)を使用せず、かつ、光 源の点滅がないものであること。	←	建築物の軒の高さを超えて表示しないものであること。 建築物に掲出する広告物等の地上から上端までの高さは、8 メートル以下であること。	←
		その他の表示方法	(ア) 壁面の外郭線から突出しないものであること。 (イ) 窓又は開口部を塞がないものであること。ただし、広告幕 については、この限りでない。 (ウ) 意匠が同一のものにあっては、1壁面に数量が1枚(基)で あること。	←	←	←

※ 大規模広告物付加基準:敷地内の広告物の表示面積の合計が30平方メートル超、または、広告物の高さが4メートル超の場合

屋外広告物に関する禁止地域及び景観地区基準比較表

区分			禁止地域基準		景観地区基準	
			禁止地域共通基準	第2種禁止地域基準	景観地区共通基準	景観地区付加基準 〔合計表示面積が3平方メートル超 もしくは高さ4メートル超〕
個別基準	突出	出幅	地域により異なる	建築物の壁面から1.5メートル以下で、かつ、道路境界線から1メートル以下であること。	←	建築物の壁面から1メートル以下であって、道路上に突出しないものであること。
		広告物等の上端の地上からの高さ	地域により異なる	30メートル以下であること。	←	建築物の軒の高さを超えて表示しないものであること。 建築物に掲出する広告物等の地上から上端までの高さは、8メートル以下であること。
		広告物等の下端の道路面からの高さ	地域により異なる	4.5メートル以上(歩車道の区別のある道路の歩道上にあっては、2.5メートル以上)であること。	←	道路上に突出しないものであること。
		その他の表示方法	地域により異なる	(ア) 壁面の上端を超えて突出しないものであること。 (イ) 広告物等の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出しないものであること。 (ウ) 交通信号機からの距離が10メートル以下の場合にあっては、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインを使用しないもので、かつ、光源の点滅がないものであること。	←	←
	建植 (自己敷地)	数量	2基以下であること。	←	←	←
			(大規模広告物付加基準)※ 案内誘導のためのものを除き、接する道路ごとに1基以下であること。	←	←	案内誘導のためのものを除き、接する道路ごとに1基以下であること。(ただし、高さが4メートルを超える広告物等がない敷地は除く。)
		広告物等の上端の地上からの高さ	地域により異なる	敷地内に建植える広告板又は広告塔にあっては、7メートル以下であること。	←	敷地内に建植える広告板又は広告塔にあっては、7メートル以下であること。
	垣・塀	表示面積の合計	広告物等が表示され、又は設置される面の面積の4分の1以下であること。	←	←	←
		数量	2個以下であること。	←	←	←
		その他の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出しないものであること。	←	←	←
	アドバルーン	規格等	幅は1.5メートル以下で、高さは15メートル以下であること。	←	←	←
	広告旗	表示面積	2平方メートル以下であること。	←	←	←
		相互間距離	道路の路肩から5メートル以内の場所に表示し、又は設置する場合にあっては、5メートル以上であること。	←	←	←
		設置場所	道路上に設置しないものであること。	←	←	←
	置看板		禁止	禁止	←	1基以下であること。 1方向の表示面積が0.5平方メートル(両面1平方メートル)以下であって、道路上に設置しないものであること。

※ 大規模広告物付加基準:敷地内の広告物の表示面積の合計が30平方メートル超、または、広告物の高さが4メートル超の場合